

市町村デジタル人材確保支援業務委託に係る  
プロポーザル実施要領

令和8年5月

富山県デジタル化推進室情報システム課

## 目次

1.	概要	2
2.	プロポーザルに付する事項	2
	(1) 業務の名称	2
	(2) 業務の内容	2
	(3) 契約方法	2
	(4) 契約期間	2
	(5) 提案上限額	2
3.	選定方法	2
4.	参加資格要件	3
5.	参加手続	5
	(1) 提出書類(参加手続)	5
	(2) 提出期日	5
	(3) 提出方法	5
6.	質問方法	5
	(1) 質問の受付	6
	(2) 質問への回答	6
7.	書類提出	6
	(1) 提出書類一覧	6
	(2) 提出期限	6
	(3) 提出方法その他	6
8.	提案書について	7
	(1) 全般事項	7
	(2) 個別事項	7
9.	見積書	7
10.	プロポーザルの辞退	8
	(1) 辞退届	8
	(2) 辞退者の取扱い	8
11.	審査方法及び審査結果	8
	(1) 審査方法	8
	(2) プレゼンテーション	8
	(3) 失格事項	9
	(4) 審査結果の通知	9
12.	契約交渉	9
13.	その他	10
14.	提出・問合わせ先	10

## 1. 概要

本要領は、市町村デジタル人材確保支援事業の受注候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

## 2. プロポーザルに付する事項

### (1) 業務の名称

市町村デジタル人材確保支援業務

### (2) 業務の内容

別紙「市町村デジタル人材確保支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 契約方法

プロポーザルにより受注候補者を選定し、その後、富山県デジタル化推進室情報システム課（以下「発注者」という）が受注候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が調った場合は、受注候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

### (4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで。

ただし、デジタル人材（SE）の配置は令和8年7月から配置できるよう支援体制を整えること。なお富山県内各市町村及び一部事務組合（中新川広域行政事務組合、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合、砺波地方介護保険組合）（以下「支援団体等」という。）の新システムの稼働時期を示す資料をプロポーザル参加事業者にのみ共有し、実際の配置は支援団体等の要望に基づき実施すること。

※契約は単年度であるが、契約の更新はあり得る。

### (5) 提案上限額

金 25,000,800 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※見積書の金額が、上限額を超過した場合は失格とする。この上限額は提案事項に係る規模を示したもので、契約時の予定価格ではない。

## 3. 選定方法

提案書、プレゼンテーション及び見積価格を総合的に評価し、最優秀者を受注候補者として選定する。ただし、「別添1プロポーザル審査基準」に定める技術点が基準点（配点の6割）に満たなかった場合は受注候補者として選定を行わず、次点者の技術点が基準点を満たしている場合は、次点

者を受注候補者として選定する。

#### 4. 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。ただし、手続開始の決定後であって、本件プロポーザルに参加することについて支障がないと認められる者を除く。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後であって、本件プロポーザルに参加することについて支障がないと認められる者を除く。
- (4) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、「5. 参加手続（2）提出期日」の前日までに富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号。以下「会計規則」という。）第 86 条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 富山県市町村デジタル人材確保支援業務に係るプロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を提出した時から提案書を提出した時までの間において、富山県及び参加団体から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (7) 実質的な営業年数（一定の業務を継続的に営んでいる年数をいう。）が 5 年以上（営業譲渡を受けた企業については、当該営業譲渡元の企業の実質的な営業年数を通算する。）であること。
- (8) 個人情報保護又はセキュリティに関する認証を取得していること。なお当該認証の例は次のとおり。
  - (ア) プライバシーマーク
  - (イ) 情報セキュリティマネジメント（ISO/IEC27001）認証

- (9) 次のいずれにも該当しないこと。
- (ア) 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
  - (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
  - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - (カ) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
  - (キ) 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
  - (ク) 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
  - (ケ) 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
  - (コ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
  - (サ) 県税を滞納している者

- (シ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 13 条第 1 項 10 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- (ス) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

## 5. 参加手続

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める提出書類を次のとおり発注者に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出された書類について、発注者が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また参加資格の確認結果は、令和 8 年 5 月 25 日（月）までに「プロポーザル参加資格確認通知書」を用いて申請者に通知する。

### (1) 提出書類（参加手続）

- (ア) 申請書（様式第 1 号）
- (イ) 添付書類
  1. 実質的な営業年数が 5 年以上であることを証明する書類
  2. 本業務と同じ、または類似する業務の過去 5 年以内の業務実績を有することを証明する書類
  3. プロポーザル公告日において、4（8）で定める認証の取得を証明する書類
  4. 個人情報取扱特記事項等の項目遵守の確認表（様式第 2 号）
  5. 法人にあっては、法人登記の全部事項証明書
  6. 担当者届（様式第 3 号）
  7. 会社概要に関する資料（企業のパンフレット等）

### (2) 提出期日

令和 8 年 5 月 21 日（木）午後 5 時（必着）

### (3) 提出方法

書類はすべて電子データとし、「14. 提出・問合わせ先」のメールアドレス宛の電子メールに添付すること。なお、ファイル形式は原則 PDF（押印不要）とする。

メールの件名は「【事業者名】市町村デジタル人材確保支援業務委託プロポーザル参加申込書」とすること。

## 6. 質問方法

参加手続を行った事業者からのプロポーザル実施要領、仕様書等に関する

る質問を受け付けることとし、その方法等は次のとおりとする。ただし、参加手続を行う予定の事業者が参加手続実施前に質問書を提出することは妨げない。

(1) 質問の受付

質問等は、原則として「14. 提出・問合わせ先」のメールアドレス宛に、質問書（様式第4号）を電子メールにより提出して行うこと。電話及び口頭による質問は受け付けない。なお、質問の受付は、令和8年5月21日（木）午後5時まで（必着）とする。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は原則として令和8年5月25日（月）午後5時までに申請書を受理したものに対して、電子メールにより回答する。

## 7. 書類提出

(1) 提出書類一覧

提案書、見積書及び関係資料（以下「提案書等」という。）を、提出すること。なお、特記がない限りは電子データでの提出とする。

No.	提出書類名称	様式	部数	備考
1	提案書等提出届	様式第5号	1部	
2	企画提案書	任意	1部	
3	業務実績調書	様式第6号	1部	
4	統括責任者調書	様式第7号	1部	
5	見積書	任意	1部	
6	その他参考書類	任意	1部	

(2) 提出期限

令和8年5月27日（水）午後5時（必着）

(3) 提出方法その他

- (ア) 別途指定するURLよりアップロードする。
- (イ) 一度提出された書類の追加又は差替えは原則として認めない。
- (ウ) 要求した内容以外の書類等については受理しない場合がある。
- (エ) 提出した提案書等において、開示請求等により第三者より公開を求められた場合に、企業秘密等に該当する等非公開とする必要がある部分については、提案書等にその旨を記載するなど明らかにすること。
- (オ) 提案書に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。なお、提案書等の記述が、特許権・著作権など日本国の

法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うこととする。

## 8. 提案書について

### (1) 全般事項

- (ア) 表紙、目次及び本編で構成し、可能な限り分かりやすい表現を用いて作成すること。なお、表紙には、表題（市町村デジタル人材確保支援業務委託提案書）と社名を記載すること。
- (イ) 目次には、章・節等の項目番号及び参照先のページ番号を記載すること。
- (ウ) 提案にあたっての基本的な考え方として、提案書に記載する内容に対する提案者の考え方、目指すべき姿をわかりやすく記載すること。
- (エ) 提案書の記述内容に不整合があった場合は、発注者及び支援団体等に有利な記述内容を正とみなす。

### (2) 個別事項

提案書の本編には、以下の内容を含めること。

- (ア) 業務全体の概要
- (イ) 業務開始及び実施後のスケジュール（WBS）及び実施体制について※実施体制は明瞭な図式によって示すこと
- (ウ) 支援団体等からの問い合わせや要望確認の手順
- (エ) 統括責任者（PM）及びデジタル人材（SE）の人数、それぞれの業務内容、役割等を明確にした資料、
- (オ) 支援団体等へのデジタル人材（SE）配置の割り当てを示すもの
- (カ) 緊急時の連絡体制も含めたセキュリティ対策（不正アクセス対策、個人情報保護、データ保全等）
- (キ) 受注者側の故意または重大な過失により障害が発生した場合、特定個人情報を含む情報漏えい等の事故及びシステム障害の発生で発注者及び支援団体等に損害が生じた場合の損害賠償の範囲
- (ク) 障害発生時の受注者、標準システム運用管理補助者との責任分界点の解釈

## 9. 見積書

様式は任意とするが、以下の事項に留意し、詳細に記入すること。なお、対象経費には給料月額や通勤手当や退職手当などの諸手当等に加え

て、共済や公務災害補償に係る経費も含むこととする。

(ア) 業務名を記載し、作業に係る人員種別、人日単価及び工数を記載すること。

(イ) 統括責任者 (PM) とデジタル人材 (SE) の人月単価等を記載すること。

## 10. プロポーザルの辞退

### (1) 辞退届

参加者が本プロポーザルを辞退する場合には、任意の様式により辞退届を提出するものとする。

### (2) 辞退者の取扱い

本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取扱いは行わないものとする。

## 11. 審査方法及び審査結果

### (1) 審査方法

発注者が設置する「市町村デジタル人材確保支援業務委託に係るプロポーザル審査会 (以下、「審査会」という。)」において、事業者から提出された提案書及び提案書の内容に係るプレゼンテーション等の評価を行う。評価方法の詳細は、「別添1 プロポーザル審査基準」を参照のこと。

### (2) プレゼンテーション

提案書で表現できない部分や提案業務の優位性についての説明及び審査のため、プレゼンテーションを実施する。

#### (ア) 実施日時

日時 令和8年6月2日 (火) (予定)

場所 オンライン (Zoom 利用を想定。ID 等は提案書の提出者に別途通知)

#### (イ) 実施方法

持ち時間は30分以内 (時間厳守) とする。このほか提案書に関してポイントとなるスキームや提案書の内容が要件を満たしているかを確認するため、20分程度で質疑を行う場合がある。

#### (ウ) 留意事項

1. プレゼンテーション及び審査会は非公開にて行う。
2. プレゼンテーションは1提案者につき、7名までの入室を認める。
3. 本業務に配置される業務の実質的な責任者は必ず参加すること

4. プレゼンテーションの順番は、本業務委託とは関係ない富山県職員によるくじ引きで決定する。
5. 提案書に記載のない提案は、プレゼンテーションを行わないこと。
6. プレゼンテーション及び質疑応答によって知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(3) 失格事項

(ア) 次のいずれかに該当するものは失格とする。

1. 参加資格要件を満たさない者
2. 提案書類等を提出期限まで提出しなかった者
3. 提案のプレゼンテーションに参加しなかった者
4. 審査会の委員又は協議会の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(イ) 提出された提案書がいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

1. 提出方法が本要領に適合しないもの
2. 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
3. 虚偽の内容が記載されているもの
4. 記載内容が本要領に適合しないもの

(4) 審査結果の通知

(ア) 審査結果は令和8年6月上旬に通知する。(予定)

(イ) 審査結果について、異議申し立て及び問合せ等はこれを一切受け付けない。

(ウ) 審査内容については、一切開示しない。

(エ) 選定結果は、契約候補者の名称及び選定理由について、富山県ホームページに公表する。

## 12. 契約交渉

(1) 審査結果に基づき、受注候補者と発注者は業務委託契約について締結交渉を行う。なお、当該受注候補者が、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者との契約の交渉を行う場合がある。

(2) 委託料の支払・請求方法及び時期、約定期間や遅延利息等については、契約交渉において、協議する。

(3) 本要領及び仕様書のほか、提案者が作成する提案書を契約時の仕様書の基礎とするので、提案項目については責任を持って提案し、採択された

うえは責任を持って履行すること。

- (4) 契約にあたっては、特定個人情報の取扱状況の把握をするため、「個人情報取扱特記事項等の項目遵守の確認表（様式第2号）」の提出が契約の条件であるほか、契約後委託先検査を行う場合がある。なお、委託先検査については、原則として実地検査を行うこととするが、事業所が県外のため、実地検査が困難な場合は、書面による検査とし、「個人情報取扱特記事項等の項目遵守の確認表（様式第2号）」に加え、各種規程や研修の実施状況等、「個人情報取扱特記事項等の項目遵守の確認表（様式第2号）」の確認に必要な証拠書類等も提出すること。

### 13. その他

- (1) プロポーザル参加に要する全ての費用は、事業者の負担とする。
- (2) 業務により作成した成果物及びそれに係る著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 事業者は、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 本要領、調達仕様書等に記載の部署名等は令和8年5月時点のものであり、組織名称の変更や改組等が生じる場合がある。

### 14. 提出・問合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
富山県地方創生局デジタル化推進室情報システム課  
E-mail : adigitalkasuishin@pref.toyama.lg.jp